

# ご旅行条件書(手配旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

- 「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。 )とは、関東ツアーサービス株式会社(栃木県宇都宮市築瀬4-25-5・観光庁長官登録旅行業第983号)(以下「当社」といいます。 )がお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。 )を申し受けます。

## 2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、所定の申込金を添えてお申込みください。
- お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(1)の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面に記載します。
- 運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であつて、旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券)をお渡しのものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとなります。
- 申込金は、「旅行代金」または「取消料」もしくは「違約料」の一部として取り扱います。

## 3. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行代金には日程表に記載された以下のものが含まれます。
  - (ア)貸切バス、航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金
  - (イ)旅館・ホテル等の宿泊料金
  - (ウ)観光・視察の代金
  - (エ)食料料金
  - (オ)お一人様につき1個の受託手荷物運搬代金
  - (カ)添乗員同行料金
- 上記のものは、お客様の都合により、利用されなくても払い戻しいたしません。

## 4. 旅行代金に含まれないもの

- 上記旅行代金に含まれるものに掲げるものほかは、旅行代金に含まれません。一部を例示します。
  - (ア)自宅から集合場所までへの交通費や宿泊費等
  - (イ)超過手荷物料金
  - (ウ)クリーニング、通信電話料金、ホテルのメイド等へのチップ、その他追加飲食代等お客様の個人的諸費用
  - (エ)オプションツアー(別途料金の小旅行)代金

## 5. 旅行代金とその支払い時期およびその変更・精算

- 旅行代金(旅行費用および取扱料金の合算額をいいます。 )は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改正、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。その場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとなります。
- 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様が負担すべきものおよび取扱料金(以下あわせて「精算旅行代金」といいます。 )と旅行代金としてすでに収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに収受した金額を超えるときは差額を申し受け、収受した金額に満たないときは差額を払い戻します。

## 6. 旅行業務取扱料金

旅行業務取扱料金は、旅行費用とともにご旅行代金見積書に表示します。旅行内容により異なります。当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

## 7. 旅行契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料料金を申し受けます。

変更 手数料料	国内旅行	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 変更前の旅行代金の	5%
				個人(上記以外の場合)	1件につき
		運送機関の予約・手配の変更		1件につき	550円
		宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む)		1件につき	550円
変更 手数料料	海外旅行	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 変更前の旅行代金の	10%
			個人(上記以外の場合)	1件につき	2,200円
			運送機関の予約・手配の変更		1件につき
		宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき	2,200円

## 8. 旅行契約の解除

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、旅行契約を解除することができます。
- (1)の場合、当社は、次の料金を申し受け、すでに収受している旅行代金(または申込金)から差し引いた残額を払い戻します。
  - お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスにかかる費用
  - お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用
  - 下表に掲げる当社所定の取消手数料金および当社が得るはずであった取扱料金
- お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合お客様は、当社に対し(2)の各料金を支払わねばなりません。

国内旅行 取消手続 料 金	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 旅行代金の	5%
			個人(上記以外の場合)	1件につき
	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき	550円
	宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき	550円

海外旅行 取消手続 料 金	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る旅行代金の	5%
			個人(上記以外の場合)	1件につき
	未使用乗車船券の精算手配		1件につき	2,200円
	宿泊手配の取消し		1件につき	2,200円

## 9. 契約責任者

- 当社は、お客様の定めた責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。 )が、その団体を構成するお客様(以下「構成者」といいます。 )の契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 旅行契約を締結した場合、契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、または人数を当社に通知しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 10. 添乗サービス

- 当社は、お客様の求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗員を同行させ旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費は添乗サービス料金とは別途に申し受けます。

添乗サービス料金(添乗員1名1日あたり)	国内旅行	22,000円
		海外旅行

- 添乗サービスを提供する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 11. 当社の責任

- 当社は、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、なお、手荷物に関する賠償限度額はお1人様15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除く)とし、国内旅行については損害発生の翌日から起算して14日以内、海外旅行については同21日以内に当社に通知があった場合に限り、なお、お客様が、次に例示するような事例により損害を被られた場合は、原則として当社は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、運送機関の遅延、不通、旅行サービス機関の争議行為、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、および自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

## 12. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の手配旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 13. その他

- お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用および別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

## 14. 旅行代金の基準日

旅行代金の基準日は、ご旅行代金見積書に明示します。

## 15. 個人情報の取り扱い

- 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配および受領のための手続き並びに旅行傷害保険加入のために利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等および手配代行者に提供いたします。
- 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- 当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、搭乗航空便名、パスポート番号に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。

【基準日】この旅行条件及び旅行代金は2018年10月1日を基準としております。

(社)日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業第983号

**旅行企画  
実施** **関東ツアーサービス株式会社**

総合旅行業務取扱管理者 原 昌 久  
〒321-0934 栃木県宇都宮市築瀬4丁目25-5 関東自動車ビル2階  
**TEL 028-614-4433 FAX 028-614-4361**  
http://www.kanto-tour-s.co.jp



スマートフォンから  
アクセスできます。

**本社営業所** (営業時間) 平日・土曜日 9:30~17:30 日曜日、祝祭日休業

## 取り扱い営業所

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。
---